

北海道告示第10561号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年11月8日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン厚岸店

厚岸郡厚岸町港町1丁目39番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)イオン北海道株式会社 代表取締役 植村 忠規

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(変更後)イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)イオン北海道株式会社 代表取締役 植村 忠規

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(変更後)イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(4) 変更の年月日

平成26年5月23日

(5) 変更する理由

経営政策上による代表者変更のため

2 届出年月日

平成28年6月21日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年7月8日(金)から同年11月8日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで